

自己点検・評価報告書

2023年度「実施計画」取組状況報告

2024年9月

札幌保健医療大学

1. 大学の概要

1) 学部等の構成

学 部：看護学科

栄養学科

大学院：保健医療学研究科 健康増進支援領域

健康再生支援領域

2) 学生数及び教員数（2024年4月1日現在）

(1) 学生数

学 部

看護学科 403人

(1年次：82人、2年次：110人、3年次：101人、4年次：110人)

栄養学科 207人

(1年次：52人、2年次：51人、3年次：51人、4年次：53人)

大学院 健康増進支援領域 1人

健康再生支援領域 5名

(2) 教員数

看護学科 28人（専任24人、特任4人）

（教授10人、准教授5人、講師7人、助教6人）

栄養学科 22人（専任17人、特任5人）

（教授9人、准教授3人、講師5人、助教2人、助手3人）

3) 役職者（2024年4月1日現在）

学 長 大日向 輝美

学部長 加藤 隆

研究科長 服部 ユカリ

図書館長 松尾 文子

教務部長 木津 由美子

学生部長 坂本 恵

看護学科長 近藤 明代

栄養学科長 百々瀬 いづみ

事務局長 萩野 浩子

4) 教育理念

人間力教育を根幹として医療人の育成

豊かな感性

高潔な精神

確かな知力

他者との共存

5) 教育目的

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

6) 人材養成の目的

(1) 看護学科

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

(2) 栄養学科

栄養学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

7) 教育目標

(1) 人間力を涵養し、社会の一員として社会的態度と行動をとることができる人材を育成する。

(2) 生命への畏敬の念を抱き、人間の尊厳と多様な価値観を尊重できる人材を育成する。

(3) 人間と環境と健康の相互作用を理解し、健康を社会的視点から捉えることがで

きる人材を育成する。

- (4) 保健医療の専門職として求められる知識・技術・態度を有し、実践力のある人材を育成する。
- (5) 社会生活や保健医療福祉で関わる人々との連携および協働できる人材を育成する。
- (6) 保健医療福祉の諸課題への探究心を持ち、将来にわたり学修し、成長し続ける人材を育成する。

8) 国家試験合格率の推移

上段：本学、下段（カッコ）：全国大学

| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 看護師 | 96.9% (96.6%) | 98.9% (97.4%) | 96.4% (98.2%) | 96.0% (97.1%) | 85.0% (95.6%) |
| 保健師 | 100% (97.3%) | 100% (98.0%) | 100% (94.2%) | 100% (97.5%) | 100% (98.5%) |
| 管理栄養士 | — | 75.0% (91.3%) | 66.7% (92.2%) | 34.3% (87.2%) | 42.1% (79.6%) |

9) 進路決定率の推移

上段：就職者数（就職率）、下段〔カッコ〕：進学者数

| | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 看護学科 | 105 (94.6%) 〔1〕 | 95 (94.1%) 〔4〕 | 91 (91.0%) 〔4〕 |
| 栄養学科 | 20 (95.2%) 〔0〕 | 31 (86.1%) 〔0〕 | 34 (82.9%) 〔0〕 |

10) 退学者の推移

(カッコ)：退学者%

| | 2021年 | | 2022年 | | 2023年 | |
|------|-------|---------------|-------|---------------|-------|----------------|
| | 在籍者 | 退学者 | 在籍者 | 退学者 | 在籍者 | 退学者 |
| 看護学科 | 445人 | 7人 (1.57%) | 438人 | 7人 (1.60%) | 437人 | 10人 (2.28%) |
| 栄養学科 | 161人 | 6人 (3.73%) | 194人 | 9人 (4.64%) | 208人 | 9人 (4.32%) |

2. 基本計画

1. 教育に関する目標を達成するための事項

1. 教育の質の向上に向けた取組

1) 教育課程の充実化

- (1) 整合性・一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動する教育課程を編成して実施するとともに、定期的な点検により、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 教育課程に関する検証に基づき、基礎科目と専門基礎科目・専門科目の有機的連携や、大学の将来展望、時代の要請を踏まえた教育内容の充実に取り組むとともに、学生にとって魅力ある教育課程を構築する。
- (3) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を展開するため、教育内容の特性に則した効果的・効率的な教育方法を採用するとともに、より適切な方法の開発に取り組む。
- (4) 授業内容の確実な理解、基礎学力の向上に加えて、主体的な学習行動を促すための効果的な取組を検討し、結果に応じて体制整備を行う。

2) 学修成果の可視化

- (1) ディプロマ・ポリシーに基づく効果的・効率的な教育の実施のため、学修成果を可視化する e-portfolio の導入、学修成果に関する評価体制・方法の検討を進めるとともに、評価指標を開発・整備し、運用する。整合性・一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動する教育課程を編成して実施するとともに、定期的な点検により、必要に応じて見直しを行う。

3) 実施体制の整備

- (1) 学部（看護学科）においては、開学から10年を経過し、モデル人形・シミュレーター等の教育機器等の劣化・損耗が進行していること、研究科においては、教育研究の充実に向けた機器等を整備する必要があることから、更新・購入を要する機器等の整備計画を立案し、予算等の状況に応じて対応する。

4) 教育力の向上

- (1) 教員の教育力の向上と教育内容・方法等の改善をはかるため、FDの取組を見

直すとともに、学科・研究科の特性やニーズ、高等教育環境等に応じた組織的なFD活動を推進する。

2. 学生支援の充実化に向けた取組

1) 学修支援・生活支援の体制整備、進路支援の充実化

(1) 教員の教育力の向上と教育内容・方法等の改善をはかるため、FDの取組を見直すとともに、学科・研究科の特性やニーズ、高等教育環境等に応じた組織的なFD活動を推進する。

(2) 学修に困難を抱える学生や障害を有する学生への支援を推進するため、健康管理室・学生相談室の機能の充実化をはかるとともに、学内支援体制の確立に取り組む。

(3) 学生個々の学修状況を踏まえた国家試験対策を行い、看護学科においては看護師・保健師国家試験合格率 100%、栄養学科においては管理栄養士国家試験受験者の増加、及び合格率向上を図るための具体的な対策を検討し、実施する。

(4) 学生個々のニーズを踏まえた就業力の育成や、就職支援のためのキャリア教育、セミナーを実施する。

3. 学生確保の安定化に向けた取組

(1) アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施するとともに、入試制度を検証し、必要に応じて改善をはかる。

(2) 志願者・入学者の動向にかかる調査・分析を強化し、より効果的な志願者確保の取組を実施することにより、志願者の増加、入学定員の充足化をはかる。

(3) 高等学校との連携を強化し、高校生に対して本学への興味・関心、進学意欲を高める取組みを強化する。

II. 研究活動の推進、研究水準の向上に関する事項

1. 科学研究費等外部資金の獲得に向けた取組

(1) 外部研究資金の情報を収集し提供するとともに、科研費申請にかかる研修会の開催や申請書レビューの実施等により若手研究者への支援を実施し、科学研究費等外部資金への応募（申請）数を増やして採択を促進する。

2. 研究活動の活性化に向けた取組

(1) 地域の健康課題に寄与する研究や看護学・栄養学の融合を促す研究、科研費申請の準備的研究等に対する研究助成制度を新設するなど、学術奨励研究費助成のあり方を見直し、研究活動の活性化につなげる。

(2) 現行の個人研究費の配分額を見直し、教育研究等諸活動の実績や研究成果に応じた研究費の配分を検討し、実施する。

(3) 教員の研究活動に関する社会的認知を促すため、研究成果をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信する。

III. 地域貢献・社会連携の推進に関する事項

1. 地域貢献・社会連携活動の一元的運営体制の構築に向けた取組

(1) 大学・学科においてさまざまな形で実施されている地域貢献・社会連携活動を大学の取組として集約し、一元的な運営体制を構築することで大学の実績を可視化するとともに、地域貢献・社会連携活動を推進するための取組を展開する。

IV. 管理運営の改善、及び効率化に関する事項

1. 教学マネジメントの確立、内部質保証体制の充実化に向けた取組

(1) 大学の諸活動に対する質保証を推進するため、内部質保証システムの見直しを行い、本学の特性に即した新たな内部質保証システムを構築することにより、教学マネジメントの機能化・実質化をはかる。

(2) 内部質保証の質の向上をめざし、大学の諸活動に関するさまざまなデータを効率的・効果的に収集・分析し、活用する体制を整備する。

2. 大学運営の改善・効率化に向けた取組

(1) 各種委員会や会議等の再編・統合、基本計画に即した新設、各種規定類の見直しにより、大学運営の効率化を進めて意思決定プロセスの透明化をはかる。加えて、大学運営にかかる教職員対象の説明会等の開催、大学運営情報の発信により、情報の共有化を推進し、全教職員が参画する大学運営体制を確立する。

(2) 学長・事務局長・課長等による定期・臨時のミーティングを開催し、大学運営にかかわる諸事項を迅速・柔軟に協議・調整する体制を確立する。

3. FD・SDの効果的実施に向けた取組

(1) 大学運営の質を高めるため、FDとSDを融合させた研修会を実施し、高等教育

政策や大学運営等に関する知識・技能を修得することにより、教職員の資質の向上をはかる。

4. 危機管理体制の強化に関する事項

- (1) さまざまな危機に迅速かつ的確に対応するため、現行の危機管理マニュアルを改訂するとともに、危機管理体制の見直しを行い、より効率的な体制を整備する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による教育・運営等の混乱や停滞を回避するため、行動指針等の見直しを行い、適時適切な対応を可能とする。

5. 教員組織の充実化に関する事項

- (1) 大学の将来展望や変化する社会環境等に対応するため、将来構想との関連から各学科・研究科の教員組織と教員配置を検討するとともに、教員の採用・昇任、部局長の選任にかかる大学方針・手続等を検証し、必要に応じて改善する。
- (2) 教員のモチベーション向上をはかるため、個々の業績を適正に把握するとともに活用策を検討するため、業績評価制度の見直しを行う。

6. 人権侵害のない大学環境の構築に向けた取組

- (1) ハラスメントによる学修環境・労働環境の悪化は大学の諸活動に影響するのみならず、今後の発展を害する重大なリスクであることを踏まえ、ハラスメントの撲滅を目指すとともに発生した事案に対しては迅速かつ適切に対応する。

7. キャンパス環境の改善、魅力化・緑化に向けた取組

- (1) キャンパス（大学施設・設備、構内環境）の魅力化は学生募集に影響するのみならず、地域社会への貢献という意味からも重要な視点であることを踏まえ、キャンパス環境の改善、魅力化に向けた検討を行い、結果に応じて対応する。

V. 財務関係の改善に関する事項

1. 収入の確保、予算の適切な執行に向けた取組

- (1) 学部・大学院の入学定員の確保や志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保をはかるとともに、私立大学等経常費補助金の交付額の増額に向けた取組を行う。
- (2) 支出経費の必要性や費用対効果の検証を行い、大学運営経費の適正な執行に取り組む。

VI. 自己点検・評価・改善、及び情報公開に関する事項

1. 機関別評価、看護学教育評価の受審に向けた取組

- (1) 2025年度の大学機関別評価、2026年度の看護学教育評価の受審に向けた体制を整備し計画的に対応するとともに、それぞれの評価基準に照らした現状把握を行い、必要に応じて改善に取り組む。

2. 情報公開、広報の充実化に向けた取組

- (1) 教育・研究・社会貢献・運営に関する情報をタイムリーに公開するとともに、大学ホームページを充実化して、情報公開・検索の利便性をはかる。また、情報発信力を高めるための効果的な広報活動を検討し、実施する。

3. 機関リポジトリの構築と運用に向けた取組

- (1) 紀要に掲載された研究論文、及び学位論文等へのアクセスを可能とするため、機関リポジトリの構築を検討し、結果に応じて対応する。

VII. その他

1. 吉田学園グループの専門学校との連携・協力関係の形成に向けた取組

- (1) 教育研究活動の質的向上につなげるため、吉田学園グループの医療系専門学校群との連携・協力関係の構築に取り組む。

2. 利益相反管理に関する体制構築

3. 養護教諭1種免許状取得コースの設置に向けた取組

2. 総括

開学より10周年を迎え、大学院保健医療学研究科の開設が叶った2023年度、本学はこれからの10年に向けた新たな段階への取組を開始した。

COVID-19感染症で制約を受けていた諸活動は、5類への移行を機に、漸次制限の緩和・解除を進め、2023年度は、ほぼパンデミック以前の活動を取り戻すに至っている。しかしながら、パンデミックを境に看護職をはじめ保健医療職を目指す高校生は減少の一途を辿っており、本学においても看護学科の受験者数が激減するなど、学生確保に困難を来す状況となった。

加えて、2023年度の国家試験合格率は看護師85.0%、管理栄養士42.1%と、看護

師においては開学以来の低合格率を喫し、大学の存在意義にかかわる危機的状況となっている。

一方、2023年4月の新学長の就任により、2025年度に控える機関別大学評価を見据えた諸施策が立案され、内部質保証の強化を軸とする教学マネジメント体制の刷新、学生支援体制の充実化等の取組を進め、一定の成果を上げることができた。しかし、事務体制のマンパワー不足等により、計画どおりの成果を得られなかったものもあり、次年度に持ち越した課題も多い。

2023年度からは学校法人吉田学園の中期計画を踏まえた大学独自の基本計画を策定し、毎年度計画される実施計画に基づき、各組織（学科・委員会等）が具体案を立案して諸事業に取組む体制に変更した。よって、毎年度の自己点検・評価は当該実施計画に沿って行うこととなった。実施計画は、各組織の自己点検・評価によって5段階で評定し、内部質保証推進委員会で検証し、最終判定を行うこととした。

（評価尺度）

A：順調、B：おおむね順調、C：やや遅れている、D：遅れている、E：未実施

2023年度実施計画 68 追加 3（計 71）に係る評価は以下のとおりである。

A評価：34項目、 B評価：22項目、 C評価：11項目
D評価：3項目、 E評価：1項目

3. 主な取組

I. 教育に関する目標を達成するための事項

実施計画の中核を為すのがこの領域であり、基本計画 14 項目に実施計画 31 項目で構成されており、大学の中心的課題が掲げられている。評価結果については、A 評価 11 項目、B 評価 16 項目、C 評価 3 項目、D 評価 1 項目であり、多くは計画どおりに進められたものの、一部で十分に実施できなかったものもあった。D 評価 1 項目は、国家試験の低合格率に関するもので、国家試験対策を検証して課題を明らかにし、改善を図る必要がある。

実施した主な内容は次のとおりである。

○ 3P 策定方針の策定、及び 3P の点検・評価・改善〔実施計画 No.3〕

「3P を策定するための方針」を策定し、3P の策定・改正の条件や手続等を明文

化するとともに、課程別ポリシーの枠組となる「共通ポリシー」を制定した。これに基づいて 3P を点検・評価したところ、各ポリシーに不明確な表現がある、策定すべき単位で策定されていない等の問題・課題が明らかとなったため、学科 DP・CP を改正したほか、AP を学科単位で新たに作成した。

○ カリキュラム評価アンケートの実施〔実施計画 No.5〕

次期改正の参考資料を得るため、教員・学生を対象にカリキュラム評価アンケートを実施した。結果、カリキュラムに対する満足度は両者とも高い傾向にあったが、学年の科目配当バランスの悪さや両学科合同科目の不足等の課題が明らかになった。

○ 教育機器等の整備計画の立案〔実施計画 No.15〕

施設設備アムニティ委員会において、各学科及び研究科で整備の必要な教育研究機器に関する要望調書を取りまとめ、教育研究上の緊急性・優先性・汎用性等を考慮のうえ、今後 3 年を目途とする整備計画を立案した。

○ 障害を有する学生に対する支援体制の構築〔実施計画 No.20〕

障害学生に対する合理的配慮の提供に関しては、私立大学においても 2024 年度より義務化されたところ、本学では 2023 年度中に支援体制を整備した。

心身に障害を有する学生を支援するため、「障害のある学生への支援に関する規程」、「障害のある学生の支援に関するガイドライン」を策定し、障害学生支援委員会を設置した。

○ HP、大学案内等、入試広報活動の改善・強化〔実施計画 No.26〕

入試広報委員会に広報部会を設置し、より訴求力の高い媒体となるよう、HP、大学案内の全面的リニューアルを企画・実施した。また、出願者・入学者の実績のある高校等の訪問には進路支援課職員だけでなく教員も同行し、進路指導教員への情報提供・意見交換を行った。

II. 研究活動の推進、研究水準の向上に関する事項

研究活動の推進を図るため 5 項目を設定したが、外部資金の獲得支援等については十分な取組がなされなかった。学術奨励研究費助成については、従来の助成制度を見直し、新たな枠組みでの助成を行うこととした。

本領域の評価については、5 項目中、A 評価 1 項目、B 評価 1 項目、C 評価 1 項目、

D 評価 2 項目となった。

実施した主な取組は以下のとおり。

○ 学術奨励研究費助成制度の検討〔実施計画 No.33〕

従来の助成制度では職階上位の者に暑い体制となっていたが、研究推進のためには若手教員への助成を幅広く行う必要があることから、職階による助成額の区別を廃止し、個人研究・共同研究の別による限度額を設定することとし、新たに要綱を作成した。

III. 地域貢献・社会連携の推進に関する事項

当該分野については 5 項目全てが A 評価となり、計画どおりの取組が実施された。

実施した主な取組は以下のとおり。

○ 地域貢献・社会連携方針の策定、及び地域貢献等に係る情報の集約と一元化

「札幌保健医療大学地域貢献・社会連携に係る方針」を策定し、今後はこの方針に基づいて地域貢献活動等を実施することとなった。また、各学科や教員個々で行っていた地域貢献・社会連携活動の情報集約が為されていず、大学として全容把握に至っていなかったことから、地域連携委員会において実態調査を実施するとともに、情報を一元的に管理するシステム作りを行った。

○ 図書館の地域住民への開放に係る検討

大学祭に連動し、「ふきのとう文庫」を利用したオープンライブラリーを実施し、多数の地域住民の利用があった。加えて、地域住民の生涯学習への貢献として、日常的な図書館開放に関して検討した。

IV. 管理運営の改善、及び効率化に関する事項

大学の内部質保証を推進し、質の高い教育を行うためには、管理運営の改善・効率化が必須である。この領域は「教育」に次いで多くの項目を設定しており、2023 年度は 17 項目に取り組んだ。状況変更により未実施 E 評価となった 1 項目を除き、評価結果は、A 評価 9 項目、B 評価 3 項目、C 評価 3 項目となり、概ね計画どおりに進めたものの、十分に実施できないものもあった。C 評価となった IR 体制の整備については、大学として設置が必須のものであるため、2024 年度中に体制を構築する必要がある。

実施した主な取組は以下のとおり。

○ 内部質保証の方針・手続の明文化、及び内部質保証体制の再構築〔実施計画 No.21〕

内部質保証の目的・内容・方法・手続を「内部質保証の方針」として明文化、実施にかかる詳細を「内部質保証実施要領」に具体化した。また、(旧) 大学評価委員会と (旧) 自己点検評価委員会を統合し、「内部質保証推進委員会」に一元化。自己点検・評価・改善の手続、推進組織と実施組織との連携体制を簡素化し、本学の規模に合わせた体制に改めた。

○ 大学運営に係る情報共有を推進する取組

内部質保証の推進に必須の教職員への情報提供・共有を図るため、全教職員を対象とする学長主催の F S ミーティングを定例開催することとし、2023 年度は 3 回実施した。いずれも 80%以上の参加者を得た。

○ 教員の採用・昇任に係る条件・手続の見直し

組織・人事について検討する組織として新設した人事等検討委員会において、教員の採用・昇任に係る条件・手続等の見直しを行った。他大学に比して厳しく設定されていた大学教育経験、学歴条件等の選考条件を緩和して教員選考の幅を広げるとともに、選考手続を簡略化した。

○ ハラスメント防止等に関わる取組の充実

ハラスメントの無い大学を目指すため、「ハラスメント防止に関する基本宣言」を学長名で公開するとともに、「ハラスメント防止にかかるガイドライン」を制定し、従来の人権擁護体制を刷新した。相談員に学外者を登用、相談員の研修実施、相談件数の定期的公表など、ハラスメント防止に軸足を置いた取組みに力を入れることとした。2023 年度の相談員に対する相談件数は 1 件で、相談員の調整により解決を図った。

V. 財務関係の改善に関する事項

この領域については 4 項目中 A 評価 2 項目、B 評価 2 項目であり、ほぼ計画どおりの取組がなされた。

主な取組は以下のとおり。

○ 経常費補助金の交付額増に向けた取組〔実施計画 No.58〕

経常費補助金の客観的評価指標において未充足であった項目を改善し、補助金額増を図るため、主に教務委員会において、シラバス記載事項の追加、科目ナンバリングの設定、カリキュラム・ツリーの作成等に取り組み、整備を進めた。結果、2024年度は2023年度より加点が為される予定であり、補助金の増額につながった。

VI. 自己点検・評価・改善、及び情報公開に関する事項

この領域については7項目中A評価2項目、B評価2項目、C評価3項目であり、全体的な取組に遅れたが認められた。とりわけ機関別評価の受審準備に関しては、事務局担当部署のマンパワー不足等により計画に遅れが生じている。HPを含めた情報公開に関しても、最新情報が公表されていないなど不備があるため、改善が必須である。

○ 大学機関別評価の受審準備〔実施計画 No.61〕

内部質保証推進委員会に自己点検評価部会を設け、部会内に大学基準に対応する5つのWGを設置した。各WGで自己点検・評価に取り組む、自己点検評価部会を経て、委員会に上程する仕組みとした。自己点検・評価で問題・課題が明確になった場合は、委員会のもとに適宜改善の取組を行う。

VII. その他

当初の計画には含まれていない下記2項目について取組み、成果をあげた。

○ 利益相反管理に関する体制構築

本学には利益相反管理体制が構築されておらず、厚労科学研究等による受託研究等を担えない状況となっていた。今後の研究活動の推進と社会への効果的な還元を行うには、産学連携活動にかかわる利益相反管理を適切に行う必要があることから、「利益相反管理に関する方針」と「利益相反管理規程」を定め、産学連携活動の一層の推進を図ることとした。

○ 養護教諭1種免許状取得コースの開設準備

道内初の養護教諭1種免許状取得コースの2025年度開設に向けた準備を進め、3月に文科省に申請書を提出した。本学看護学科の特徴の一つとして、2025年度入試に向けた広報活動に取り組む。

2023 年度「実施計画」取組状況報告書

(評価) A：順調、B：おおむね順調、C：やや遅れている、D：遅れている、E：未実施

| 基本計画 | | 実施計画 | | 自己点検・評価（実施状況） | 評価 | 今後の予定 |
|------------------------------|--|------|--|--|----|--|
| No | 内容 | No | 内容 | | | |
| I. 教育に関する目標を達成するための事項 | | | | | | |
| 1. 教育の質の向上に向けた取組 | | | | | | |
| 1) 教育課程の充実化 | | | | | | |
| 1 | 整合性・一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動する教育課程を編成して実施するとともに、定期的な点検により、必要に応じて見直しを行う。 | 1 | 2022 年度に策定したアセスメント・ポリシーの手続・実施体制を明確化するとともに評価項目の見直しを行い、学修成果の評価方法を具体的に検討し、運用する。各学科においては、達成度評価の方法・内容を検討し、決定する。 | 【アセスメント・ポリシーの改正、アセスメント・リストの作成、及び学修成果の評価方法の検討】 ■アセスメント・ポリシーの改正を行い、旧ポリシーに記載のなかったアセスメントの目的・方法・手続を明文化した。加えて、ポリシー改正に合わせて、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルにおけるアセスメント項目を見直し、大学・学部、学科ごとのアセスメント・リストを作成した。各学科においては、アセスメント・リストに掲げた達成度評価の方法・内容についての検討に着手した。 | B | 各層において、アセスメント・リストに則して学修成果の評価を行う。 各学科において、達成度評価の方法・内容の検討を継続し、決定する。 |
| | | 2 | 学修成果の評価にかかわる各種データの収集・分析、各学科における達成度評価の開発・運用を支援するため、本学の規模・特性に適した教学 I R 機能の充実化を検討し、整備する。 | 【I R 機能の充実に係る検討】 ■企画運営会議における検討の結果、人的資源不足により現状において I R 室設置は困難と判断し、当面は関連委員会等で学修成果に関わるデータの収集・分析を行うこととし、I R 室設置は次年度以降の課題とした。 | C | 教学 I R の充実には I R 人材が必要であるため、I R の知識・技能を有する教員採用を検討する。 |
| | | 3 | 3 ポリシーの策定方針を明文化するとともに、大学の理念・目的、教育目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性・一貫性について点検し、必要に応じて修正する。 | 【3 P 策定方針の策定及び 3 P の点検・評価】 ■「3 P を策定するための基本方針」を策定し、3 P の策定・改正の条件や手続等を明文化するとともに、課程別ポリシーの枠組みとなる「共通ポリシー」を制定した。基本方針、共通ポリシーに基づき、旧 3 P の点検・評価を行った結果、項目内容の明確性に欠け、抽象的で評価困難な設定となっていることに加え、A P は課程別に策定されていない等の問題・課題が明らかとなったため、学科 D P ・ C P を改正し、新たに学科 A P を策定した。 | A | 3 P と教育課程の連結性を検証・評価し、次期改正のデータとする。 |
| | | 4 | ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程との関連性を明確にするため、各学科においてカリキュラム・ツリーを作成するとともに、科目ナンバリングの検討を行い、2024 年度シラバスに反映する。 | 【カリキュラム・ツリーの作成及び科目ナンバリングの導入】 ■カリキュラム・ツリーの作成、科目ナンバリングの付与について、内部質保証推進委員会より教務委員会に指示。教務委員会において、両学科カリキュラム・ツリーの作成、科目ナンバリング制の導入準備を進め、2024 年度シラバスに反映させた。年度始めの各学年ガイダンスにおいて、カリキュラムの体系性、各科目の連結性等について、これらを用いてカリキュラム説明を実施した。 | A | 教育課程に関する学生の理解を促すため、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリングの活用を推進する。 |
| 2 | 教育課程に関する検証に基づき、基礎科目と専門基礎科目・専門科目の有機的連携や、大学の将来展望、時代の要請を踏まえた教育内容の充実に取り組むとともに、学生にとって魅力ある教育課程を構築する。 | 5 | 新カリキュラム適用学生、教員を対象に新カリキュラムに関する評価アンケートを実施し、教育課程の編成・実施上の課題を明らかにし、次期改正の準備を始める。 | 【学生、教員対象のカリキュラム評価アンケートの実施】 ■全学生・教員を対象に 2022 年度カリキュラムを評価するため、カリキュラム評価アンケート調査を実施した。 質問項目は「カリキュラムの内容」13 項目、「カリキュラムの展開」11 項目、「学生の履修状況」18 項目とし、11～12 月に WEB 調査方式で行った。 回収率は、学生 68.2%、教員 75.5%であった。結果として、学生・教員ともに、カリキュラムに対する満足度は概ね高い傾向であったが、学年の科目配当バランスの悪さや両学科合同科目の不足等の課題が明らかになった。アンケート結果は次期カリキュラムの検討に反映させ、改善を図ることにした。 | A | 現在のカリキュラムにおいて課題となる点をもとに、次期カリキュラム改正の検討を始める。 |
| | | 6 | 新カリキュラムの特徴的な科目である「地域連携ケア論」と「特別総合科目」に関する学修成果の評価について検討し、評価内 | 【地域連携ケア論、特別総合科目に関する学修成果の評価】 ■両学科学生を対象に、「地域連携ケア論」「特別総合科目」の履修状況と学修成果に関するアンケート調査を実施することにし、その内容・方法の検討に着手した。アンケート | B | 2024 年度にアンケート調査を実施し、カリキュラム変更に向けた課題を抽出する。 |

| | | | | | | |
|---|--|----|---|---|---|--|
| | | | 容・方法を決定する。 | は2024年度に実施することとし、内容・方法の検討を続ける。 | | |
| | | 7 | 入学時に実施しているプレイスメント・テストについて、その後の基礎科目・専門基礎科目との連結のあり方を再考し、実施目的・内容・方法の見直しを行う。 | 【入学時プレイスメント・テストの内容・方法の見直し】 ■プレイスメント・テスト（化学・生物・英語）の結果と、1年前期の科目GPAとの関連を分析したところ、栄養学科は化学、看護学科は生物との相関が認められた。この結果を踏まえ、教務委員会において、入学前教育、リメディアル教育の内容・方法、学修サポートのあり方を検討することとした。 | B | 入学前教育、リメディアル教育との連結を踏まえたプレイスメント・テストの内容・方法について、引き続き検討する。 |
| | | 8 | 基礎教育科目に位置づけられている初年次学修「学びの理解」が大学での学びにどのように活かされているのかを把握するため、学修成果の評価について検討し決定する。 | 【「学びの理解」に係る学修成果の評価について】 ■「学びの理解」の学修成果を評価するとともに、初年次教育の改正に向けた課題抽出のため、教務委員会において評価アンケートを実施することとし、内容・方法の検討に着手した。アンケートは2024年度に実施することとし、内容・方法の検討に取り組む。 | B | 2024年度にアンケート調査を実施し、カリキュラム変更に向けた課題を抽出する。 |
| 3 | ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を展開するため、教育内容の特性に即した効果的・効率的な教育方法を採用するとともに、より適切な方法の開発に取り組む。 | 9 | 各科目と学科ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連づけ、教育内容の特徴に則した効果的な教育方法が採用されているかどうかを点検し、シラバスの記載を改善する。 | 【シラバス記載内容の改善】 ■授業内容・方法とDP・CPとの関連を明確にしたシラバスとするため、教務委員会において「シラバス作成要領」を作成し、チェック体制を構築した。加えて、今年度導入された教育システム（Campus Plan）を用いたシラバス作成をスムーズにするため、「シラバス入力マニュアル」を作成し、教員のシラバス作成を支援した。 | A | シラバス作成要領及びシラバス入力マニュアルの見直しを適宜実施し、必要に即して修正する。 |
| 4 | 授業内容の確実な理解、基礎学力の向上に加えて、主体的な学修行動を促すための効果的な取組を検討し、結果に応じて体制整備を行う。 | 10 | 主体的な学修行動を促すアクティブ・ラーニングの実施状況調査を行い、カリキュラム・ポリシーに示す社会性・主体性・協調性・論理的思考等、学修態度に焦点を当てた評価方法を検討する。 | 【アクティブ・ラーニングの実施状況調査について】 ■教務委員会で検討を進めた結果、アクティブ・ラーニングの実地状況調査を行うには、アクティブ・ラーニングに関する教員の理解を一致させる必要があるとの見解に至り、2024年度シラバスの作成依頼に合わせて、本学におけるアクティブ・ラーニングの定義と分類、具体例を記載した資料を配布し、周知した。アクティブ・ラーニングの実施状況については、2024年度シラバスより抽出する予定。 | B | 2024年度にアクティブ・ラーニングに関する調査を行い、CPに示す教育方法の実施状況を評価する。 |

2) 学習成果の可視化

| | | | | | | |
|---|---|----|--|--|---|---|
| 5 | ディプロマ・ポリシーに基づく効果的・効率的な教育の実施のため、学修成果を可視化するe-portfolioの導入、学修成果に関する評価体制・方法の検討を進めるとともに、評価指標を開発・整備し、運用する。整合性・一貫性のあるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動する教育課程を編成して実施するとともに、定期的な点検により、必要に応じて見直しを行う。 | 11 | 2022年度に策定したアセスメント・ポリシーの手続・実施体制を明確化するとともに評価項目の見直しを行い、学修成果の評価方法を検討し、運用する。各学科においては、達成度評価の方法・内容を検討し、決定する。[再掲：実施計画 No.1] | ※実施計画 No.1 参照。 | B | ※実施計画 No.1 参照。 |
| | | 12 | e-portfolio等による学修成果の可視化について、導入のメリット、デメリット等を踏まえ、検討に着手する。 | 【学修成果を可視化するe-portfolio導入に係る検討】 ■e-portfolioの導入大学からの情報収集、人的・経費負担等を検討した結果、本学における導入は負担が過大であることが判明したため、学長判断により導入は見送ることとした。 | A | 本学の実状に見合う評価方法について、検討を行う。 |
| | | 13 | アセスメント・ポリシーに定める卒業生アンケート、就職先アンケートに関し、アンケートの内容・方法を検討し、準備状況によって2023年度中に実施する。合わせて、卒業生・修了生の動向調査の方法を検討し、2023年からの実施を目指して準備する。 | 【学修成果の評価に係る各種アンケートの企画・実施】 ■卒業生アンケート、就職先アンケートに関し、内部質保証推進委員会に設置した調査部会において内容・方法を検討し、決定した。ただし、実施時期の関係上、2023年度中の実施には至らず、両アンケートとも2024年度上半期に実施することとなった。卒業生・修了生の動向調査に関しては、内部質保証推進委員会において実施の必要性を確認したが具体的な検討に至らなかったため、2024年度以降の課題とした。 | B | 卒業生アンケート、就職先アンケートを2024年度前半に実施する。 卒業生・修了生の動向調査の方法を検討する。 |
| | | 14 | ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程との関連性を明確にするため、各学科においてカリキュラム・ツリ | ※実施計画 No.4 参照。 | A | ※実施計画 No.4 参照。 |

| | | | | | | |
|-------------------|---|----|---|---|---|--|
| | | | ーを作成するとともに、科目ナンバリングの検討を行い、2024年度シラバスに反映する。[再掲：実施計画4] | | | |
| 3) 実施体制の整備 | | | | | | |
| 6 | 学部（看護学科）においては、開学から10年を経過し、モデル人形・シミュレーター等の教育機器等の劣化・損耗が進行していること、研究科においては、教育研究の充実に向けた機器等を整備する必要があることから、更新・購入を要する機器等の整備計画を立案し、予算等の状況に応じて対応する。 | 15 | 看護学科の教育機器等の劣化・損耗の実態把握を行うとともに、整備・更新の必要な機器等の整備計画を立案する。研究科においては教育研究の充実化をはかるうえで必要な機器等をリストアップし、緊急性・優先性・汎用性等を踏まえ、購入・整備の可否を検討する。 | 【教育機器等の整備計画の立案】 ■ 企画運営会議において、施設設備の整備を計画的に対応する必要性が認められ、「施設設備アメニティ等検討委員会」を設置した。同委員会において、両学科で整備の必要な教育研究機器等を洗い出し、更新・購入を要する機器等に関する要望調書を取りまとめた。教育研究上の緊急性・優先性・汎用性等を考慮のうえ、今後3年を目標とする整備計画を立案した。教育機材の整備・更新に関しては、開学後10年を経過した看護学科を優先することとした。加えて、研究科に関しても教育研究機器の要望調書を受付けたが、価額、優先性や優先性等を考慮すると、購入・整備の必要性は低いことが確認できた。 | A | 立案した計画に基づき、教育研究機器の整備を進める。 |
| 4) 教育力の向上 | | | | | | |
| 7 | 教員の教育力の向上と教育内容・方法等の改善をはかるため、FDの取組を見直すとともに、学科・研究科の特性やニーズ、高等教育環境等に応じた組織的なFD活動を推進する。 | 16 | 体系的なFD・SDを実施するための方針を策定するとともに、計画的な実施のためFD・SDマップ（仮称）等を作成し、2024年度以降の計画を立てる。 | 【FD・SDに係る方針の策定、及びFD・SDマップの作成】 ■ 「札幌保健医療大学FD・SDに関する方針」を策定した。この方針に基づく体系的なFD・SDを実施するため「FD・SDマップ」を作成することとし、FDSD委員会において検討に着手した。 2023年度は、2022年度委員会で示された「2023年度の課題・改善方策」を踏まえ、「様々な課題への相互理解を深める」をテーマとした研修会を企画・実施した。今後は、作成中のFD・SDマップを完成させ、これに即した系統的な取組を企画する。 | B | 「FD・SDマップ」を完成させ、これに基づくFD・SD活動を行う。 |
| | | 17 | 大学・学部・学科の問題・課題、ニーズに対応するため、教職員のFD・SDに対するニーズ把握を行うとともに、基本計画・実施計画の取組に関連するFD・SD研修を企画し、参加率を高める。 | 【FD・SDに関する教職員のニーズ把握とFD・SD研修の企画・実施】 ■ 基本計画・実施計画の取組に関連するFD・SD研修会を以下のとおり企画・実施したほか、教職員SDとして大学運営に関わるFSミーティングを開催した。研修会では、生成AI等ニーズの高いテーマを取り上げたこともあり、教職員の参加率は前年度より高い傾向となった。 ①科研費セミナー 対象：教員（FDとして実施） テーマ：「科研費申請のコツとポイント」 講師：望月 和樹 氏（山梨大学大学院総合研究部生命環境学域生命農学系（地域食物学）教授） 開催日：2023年7月31日（月） 参加者数：教員51名（96.2%）、職員2名（9.1%） ②科研費セミナー 対象：教員（FDとして実施） テーマ：「科研費申請の事務手続きについて」（共催：公的資金不正防止委員会） 講師：駒澤 尚忠 氏（事務局総務課長代理） 開催日：オンデマンド2023年8月23日（水）～9月22日（金） 参加者：教員53名（100%） ③第1回FD・SD研修会 対象：教職員（FD・SDとして実施） テーマ：障害を有する学生への支援のあり方について 講師：井本 由木子 氏（事務局学務課長） | A | 教職員のFD・SDに対するニーズを把握し、今後の活動に反映させるとともに、FD・SDマップに則した活動を計画し実施する。 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>* 講師の事情により中止。</p> <p>④第2回・第3回 FD 研修会 対象：教員（FDとして実施） テーマ：「生成 AI とこれからの教育～情報倫理から具体的な活用法まで～」 講師：安井 政樹 氏（札幌国際大学全学共通教育部情報教育部 准教授） 開催日：第2回 2024年2月26日（月）、第3回 2024年3月4日（月） 参加者：第2回 教員45名（86.5%）、職員4名（20.0%） 第3回 教員41名（78.8%）、職員4名（20.0%）</p> <p>⑤FSミーティング 対象：教職員（SDとして実施） 講師：学長 大日向 輝美 氏 他 第1回 テーマ：①FSミーティングについて ②2023年度基本計画・実施計画、重点事項について 開催日：5月10日（水） 参加者：教員50名（94.3%）、職員19名（86.4%） 第2回 テーマ：①内部質保証推進体制再構築について ②ハラスメント防止・対策体制の再構築について ③障害を有する学生に対する支援体制について ④大学の動き 開催日：8月24日（木） 参加者：教員48名（90.6%）、職員17名（77.3%） 第3回 テーマ：①2025年度大学機関別認証評価受審について ②2024年度入学者選抜の状況について ③学生ミーティング（仮称）の実施について 開催日：12月21日（木） 参加者：教員44名（83.0%）、職員14名（66.7%）</p> <p>⑥ハラスメント防止研修会（主催：ハラスメント防止対策委員会） 対象：教職員 テーマ：大学におけるハラスメントの実態と対応策について 講師：木村純一氏（北海道大学ハラスメント相談室専門相談員） 開催日：10月20日（金） 参加者：教員31名（86.5%）、職員14名（86.7%）</p> <p>⑦教職員のための情報倫理とセキュリティ（主催：情報ネットワーク委員会） 対象：教職員 実施方法：e-ラーニング 実施日：11月13日（月）～12月15日（金） 実施者：教員34名（73.9%）、職員14名（73.7%）</p> | |
|--|--|--|--|--|

2. 学生支援の充実化に向けた取組

1) 学修支援・生活支援の体制整備、進路支援の充実化

| | | | | | | |
|---|---|----|--|--|---|------------------------|
| 8 | 学生の学力向上をはかり、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、主体的学修を支援するための体制を構築し、運用する。 | 18 | 学生の学力の向上をはかるとともに、主体的な学修行動の獲得を支援する学生サポートサロン（仮称）の設置を含め、学生が活用しやすい支援体制の構築に向けた検討を行い、実施する。 | <p>【学修支援体制の構築に向けた検討】</p> <p>■先行的な取組を行っている3大学の学修支援体制とサポートサロン等についての情報収集・施設見学を実施し、その結果を踏まえて学修支援体制の検討に着手したところ、サポートサロン開設には、支援人材や費用の確保等の課題があることが明確になったため、翌年度に検討を継続することになった。</p> | B | サポートサロン構築に向けての検討を継続する。 |
|---|---|----|--|--|---|------------------------|

| | | | | | | |
|----|--|----|--|---|---|---|
| | | 19 | 正課・課外活動にかかわる学生の主体的行動を促すため、学生主体での実施が望まれる諸活動の活性化に向けた支援を行うとともに、学生会が安定的に運営されるよう指導的なかわりを強化する。 | <p>【正課内外の学生の主体的行動を促す取組】</p> <p>■COVID-19による制限が解除され、新たに6団体のサークルが設置された（計16団体）。</p> <p>学生主体の活動がコロナ禍以前の規模で再開した。教職員のサポートを受けつつも学友会中心に諸行事（体育大会、大学祭など）が開催され、想定より多い参加者を得るなど成功を取めた。また、学生の意見を大学運営に反映させる目的で「学生ミーティング」を開催し、学生から学修環境・学生生活等について意見・要望等を聴取した。学生からの意見・要望に対しては、出席した教職員から回答し、学生一教員で意見交換を行った。今後、学生からの意見・要望等に対しては回答をとりまとめ、学生ミーティングの結果として学生に周知するなど、情報提供・共有のあり方を検討する必要がある。</p> | A | 学生主体の諸活動がより一層活性化されるよう、学生委員会を中心に大学としての環境作りを継続する。 |
| 9 | 学修に困難を抱える学生や障害を有する学生への支援を推進するため、健康管理室・学生相談室の機能の充実化をはかるとともに、学内支援体制の確立に取り組む。 | 20 | 心身の障害により合理的配慮を要する学生や、さまざまな困難を抱える学生への支援を強化するため、健康管理室・学生相談室の組織再編、学校医（精神科医）の増員を検討するとともに、両学科の教員が関与する支援体制を構築し、運用する。 | <p>【障害を有する学生に対する支援体制の構築】</p> <p>■心身の障害を有する学生を支援するため、「障害のある学生への支援に関する規程」、「障害のある学生の支援に関するガイドライン」を策定し、障害学生支援委員会を設置した。障害を有する学生からの合理的配慮の申請があった場合は、個別にサポートチームを編成して支援計画を策定し、具体的支援を実施することとした。2023年度の要配慮学生は、身体的障害によるもの1名、精神的障害によるもの2名であり、学生の所属学科教員を中心とするサポートチームで支援を行った。ただし、申請に至らない要支援学生が複数存在していることから、こうした学生に対する支援のあり方を検討する必要があると確認されている。</p> <p>【健康管理室・学生相談室の組織再編】</p> <p>■学生の健康支援体制充実のため、健康管理室・学生相談室を再編して体制強化を図ることに関し、企画運営会議で意見交換を行い、健康管理センター（仮称）を設置する方向で検討することとなった。</p> | B | 障害学生に対する支援体制の充実をはかる。健康支援のあり方を検討し、結論を出す。 |
| 10 | 学生個々の学修状況を踏まえた国家試験対策を行い、看護学科においては看護師・保健師国家試験合格率100%、栄養学科においては管理栄養士国家試験受験者の増加、及び合格率向上を図るための具体的な対策を検討し、実施する。 | 21 | 国家試験の合格率向上を目指して、担当委員会、各学科において国家試験結果、対策を検証し、具体的かつ実効性のある対策を検討、実施するとともに、取組状況を学内で共有する。 | <p>【国家試験対策の充実に向けた取組】</p> <p>■国家試験対策は、キャリア開発委員会と各学科が協働して検討・実施した。</p> <p>4年次生には、看護は学担（ゼミ担当教員）、栄養学科はチューター（国家試験対策支援教員）が中心となって学修状況の確認、学修支援を担当した。また、模擬試験で基準に到達しなかった学生に登校を促し、学習の習慣付けを目的とする学習機会を設定した。しかしながら両学科とも対象学生の登校は少なく、学修状況を確認できない者が多くいた。</p> <p>栄養学科においては、今年度新たに、①チューターと学生のコミュニケーションの活性化を図るため、チューター選定に学生の希望を取り入れる、②記念受験者を減らすため、出願前に受験意思を確認する、等の取組みを行った。</p> <p>低学年対策としては、看護学科は模試、栄養学科は長期休暇中の課題学習とテストを実施した。</p> <p>しかし、看護師国家試験においては開学以来の低合格率（85.0%）、管理栄養士国家試験においては2年連続の低調な結果（42.1%）となったため、国家試験対策を抜本的に見直し、効果的な対策を講じる必要がある</p> | D | 国家試験結果と在学中の成績等の関連づけ等を分析し、データに基づく対策を企画する。国家試験対策を検証し、課題を明確にして改善を図る。 |
| 11 | 学生個々のニーズを踏まえた就業力の育成や、就職支援のためのキャリア教育、セミナーを実施する。 | 22 | 大学・学科において就業力の育成や就職支援のためのキャリア教育やセミナーを実施する。看護学科においては、卒業生の就職先が入学者確保に影響することも踏まえ、充実した新人看護職員研修により新人看護 | <p>【就業力育成、就職支援のためのキャリア教育、セミナーの実施】</p> <p>■就職ガイダンス、就職説明会（看護）、支援活動に関しては、学生の希望を取り入れるなどの工夫を行った。</p> <p>（工夫例）</p> <p>看護学科：ガイダンスに「自己分析」を導入</p> | B | 就職に関するセミナーや就職説明会等を実施し、就職に関する意識を高める取組を支援する。 |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|----|--|---|---|--|
| | | | 職員の離職率の低い施設への就職を推進するため、就職指導を工夫する。 | <p>栄養学科：希望職種に応じて学内の実務家教員と連携し、エントリーシート等の添削・フォローアップを実施</p> <p>■両学科の就職支援に係る主な活動状況は以下のとおり。</p> <p>看護学科：公務員ガイダンス（保健師）、三職種講演会、就職情報業者による対策講座等を実施</p> <p>栄養学科：公務員ガイダンス（栄養教諭・栄養士）、OB・OG・企業による講演、就職サイト活用講座、履歴書・自己PR講座等を実施</p> | | |
| 3. 学生確保の安定化に向けた取組 | | | | | | |
| 12 | アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施するとともに、入試制度を検証し、必要に応じて改善をはかる。 | 23 | 各種入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーの連結性を点検し、課題がある場合は改善する。 | <p>【入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーの連結性の点検】</p> <p>■「3Pを策定するための基本方針」に則して点検・評価した結果、学科別のアドミッション・ポリシーが策定されておらず、また、APに求められる要素を満たしていなかったことから、各学科での検討をもとに学科APを策定した。</p> <p>新APでは、求める学生像に加えて、入学者選抜試験と求める学生像との連関等、従来のAPに含めていなかった事項を記載し、本学の入学者選抜のあり方をより具体的に提示した。</p> | A | 学科APに基づく入学者選抜のあり方を検討する。 |
| | | 24 | 入試制度・方法に対する教職員からの評価に基づき、より適切な入学者選抜が実施されるよう改善する。 | <p>【入試制度・方法に関する評価と改善】</p> <p>■入試広報委員会での協議に基づき、試験問題作成に係る手続、面接試験の評価方法等の改正、試験当日の実施体制の充実を図った。</p> | B | 入学者選抜試験ごとの試験科目の適切性、試験問題・面接評価の内容等に関して、引き続き検討する。 |
| 13 | 志願者・入学者の動向にかかる調査・分析を強化し、より効果的な志願者確保の取組を実施することにより、志願者の増加、入学定員の充足化をはかる。 | 25 | 志願者・入学者の動向や入試結果の詳細な調査・分析を行い、その結果に基づき対策を検討し、実施する。 | <p>【志願者・入学者の動向や入試結果の分析】</p> <p>■出願者・入学者の出身地・出身高校・居住地域等を分析したところ、東区・北区内の高校生、高校所在地に関わらず東区・北区の居住者が多数であることが明らかになった。このことより東区・北区内の高校へのアプローチを強化することに加え、当該地域住民の本学に対する認知度の向上、将来の学生確保を見据えた児童・生徒との交流促進、小中学校・高校との連携強化を検討し、実施することになった。</p> | B | 東区・北区の小中学校・高校との教育連携を推進し、協定締結を目指す。 東区・北区民を対象とする地域貢献活動等を推進する。 |
| | | 26 | 志願者・入学者の動向把握や、入学者アンケート、他大学調査を参考に、大学案内・ホームページ・高校訪問・オープンキャンパス・SNS等の入試広報活動の見直しを行い、より効果的な方法で発信できるよう改善する。また、入試広報活動に対する学生の参画を検討し、学生・教職員の連携・協働による取組を推進する。 | <p>【HP、大学案内等、入試広報活動の改善・強化】</p> <p>■入学者アンケートの結果、志望校選択にかかわり、HPや大学案内の高利用率が判明したことから、入試広報委員会に広報部会を設置し、より訴求力の高い媒体となるよう、HP、大学案内の全面的リニューアルを企画・実施した。広報部会においては、学生から意見を聴取するなどして若者のニーズ把握に努めるとともに、大学情報の社会的発信力の強化もねらい、改訂作業を行った。HPは2024年4月1日にリニューアル公開、大学案内は6月の入試要項公表に合わせて新バージョンが完成した。</p> <p>栄養学科の学生確保をねらいに、事務局進路支援課において企業等との連携事例を集めたパンフレットを作成し、オープンキャンパス、高校訪問時に高校生に配付した。加えてパンフレットの掲載内容を詳細化した記事をHPに掲載した。</p> | A | HP、大学案内の一層の充実を図るため、リニューアル後の検証・評価を行い改善につなげる。 HP、大学案内に加えて、SNSでの情報発信、サブパンフレットの作成等についても検討し、発信力を高める取組を行う。 HP、SNSはタイムリーな情報公開、更新に努める。 |
| | | 27 | 各学科・研究科において、志願者増加のための取組を検討し、実施するとともに、学内外に向けた情報提供活動を積極的に行い、取組状況を学内で共有する。 | <p>【各学科・研究科における志願者増に向けた取組】</p> <p>■学部</p> <p>オープンキャンパスに関しては、学科内にワーキンググループをつくり、学科全体で高校生を歓迎する雰囲気となるように企画・実施した。</p> <p>看護学科：在校生と飲食を共にする交流会や研究室訪問、参加者の興味関心に対応する技術体験を企画した結果、参加者の満足度の高いオープンキャンパスとなった。</p> <p>栄養学科：実習室見学や3コース説明等も学生が実施するなど、学生と参加者の交流を中心に展開するプログラムとしたところ、参加者の満足度の高いオーブ</p> | A | 学外に向けて本学の教育の特徴を伝える工夫を検討するとともに、オープンキャンパスへの参加を促す取組を行う。 研究科においては、本学卒業生・在学生の進学を促す取組を強化する。 |

| | | | <p>ンキャンパスとなった。</p> <p>○オープンキャンパス開催状況 (下段：前年度同時期の参加者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月10日</th> <th>8月5日</th> <th>8月6日</th> <th>8月26日</th> <th>9月30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科</td> <td>50人 (83人)</td> <td>47人 (66人)</td> <td>72人 (88人)</td> <td>31人 (34人)</td> <td>39人 (43人)</td> </tr> <tr> <td>栄養学科</td> <td>29人 (39人)</td> <td>24人 (31人)</td> <td>19人 (30人)</td> <td>23人 (23人)</td> <td>13人 (28人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>オープンキャンパス参加者数はいずれの回も前年度より減となった。</p> <p>高校訪問：両学科教員と進路支援課職員が高校を訪問し、進路指導教諭との意見交換を行った。また、高校からの依頼に応じて、出前講義等に積極的に参加した。</p> <p>・出前講義等実施数 看護学科 3件 栄養学科 6件</p> <p>■研究科 看護学科・栄養学科の臨地実習施設、道内大学、職能団体等へのパンフレット送付、本学卒業生に大学院の開設を通知し進学を促す文書、パンフレットの送付を行った。そのほか本学を会場に開催されている道主催の専任教員養成講習会での説明、進学相談希望者に対する担当者による相談を実施した。</p> | | 6月10日 | 8月5日 | 8月6日 | 8月26日 | 9月30日 | 看護学科 | 50人 (83人) | 47人 (66人) | 72人 (88人) | 31人 (34人) | 39人 (43人) | 栄養学科 | 29人 (39人) | 24人 (31人) | 19人 (30人) | 23人 (23人) | 13人 (28人) | | |
|---------------------------|---|--------------|---|--------------|--|------|------|-------|-------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--|
| | 6月10日 | 8月5日 | 8月6日 | 8月26日 | 9月30日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護学科 | 50人 (83人) | 47人 (66人) | 72人 (88人) | 31人 (34人) | 39人 (43人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄養学科 | 29人 (39人) | 24人 (31人) | 19人 (30人) | 23人 (23人) | 13人 (28人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 追加 | — | — | <p>栄養学科の入学増をねらいに設置された女子バスケットボール部スポーツ特待生枠の運用を開始し、特待生を受入れる。</p> <p>【女子バスケットボール部スポーツ特待生枠の運用開始】</p> <p>■バスケットボールの基本技術を問う第一次審査合格者に対して、総合型入試での学力審査（第二次審査）を実施し、3名の合格者を得た。</p> <p>【スポーツ特待制度の運用と特待生受入れの制度化】</p> <p>■女子バスケットボール部スポーツ特待制度を安定的に運用するとともに、スポーツ特待生に対する効果的な支援を行うため、「スポーツ特待制度運用委員会設置要綱」、「女子バスケットボール部スポーツ特待生受入要綱」を制定し、スポーツ特待制度運用委員会が所管することとした。</p> | A | スポーツ特待制度を軌道に乗せるため、女子バスケットボール部監督を中心に学生確保を進める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 高等学校との連携を強化し、高校生に対して本学への興味・関心、進学意欲を高める取組みを強化する。 | 28 | <p>入学者の出身高校の傾向を分析し、出願・入学者の多い高校、出願・入学者数は少なくても今後の増加が望まれる高校に対し、入試相談会以外の高校訪問を実施して高校教員との意見交換を行うほか、高校生に対する直接的な働きかけを強化する。</p> <p>【高校訪問の積極的な実施】</p> <p>■入学者の出身高校、出願者多数の高校、出願者増が望まれる高校に対し、進路支援課職員による高校訪問に加えて、両学科教員による訪問を行い進路指導部教諭に情報提供する機会をもった。</p> <p>・事務職員のみ的高校訪問件数：90校 ・教員が同行した訪問件数：22校</p> | B | 高校訪問、進学説明会等のあり方に関し、2023年度の実施結果をもとに戦略的な対応を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 29 | <p>高等学校との個別連携事業の実施など、新たな高大連携の取組を検討し、実施に向けて準備する。</p> <p>【高大連携の推進に係る取組】</p> <p>■新たに富良野高校と吉田学園との連携協定が締結された。今後、高大連携事業の推進につなげる。</p> <p>札幌丘珠高校等、東区・北区の高校との連携強化を図るため可能性を探るなどの取組に着手した。</p> | C | 入高大連携の拡大に向けて、引き続き対応する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 30 | <p>総合型入試・推薦入試合格者に対する入学前教育の効果検証を行い、内容・方法を再検討する。</p> <p>【入学前教育の効果検証と内容・方法の見直し】</p> <p>■総合型入試・推薦入試合格者に対する入学前教育のあり方を見直し、リメディアル教育も含めて学修支援の内容・方法を検討するため、従来行われている入学前教育の内容・方法を点検し、改善に向けた検討の必要性を確認した。</p> | C | 総合型入試・学校推薦型入試による合格予定者に対し、大学での学習に向けた意欲向上につながる入学前教育のあり方について検討し、結果に即して対応する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II. 研究活動の推進、研究水準の向上に関する事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 1. 科学研究費等外部資金の獲得に向けた取組 | | | | | | |
|---------------------------------|--|----|---|---|---|--|
| 15 | 外部研究資金の情報を収集し提供するとともに、科研費申請にかかる研修会の開催や申請書レビューの実施等により若手研究者への支援を実施し、科学研究費等外部資金への応募（申請）数を増やして採択を促進する。 | 31 | 国や民間企業等の公募情報を収集し、公募案内の情報提供を効率的に行う。 | 【外部研究資金の申請・獲得に向けた情報提供】 ■研究活動を推進するため、外部研究費の公募情報に関し、ホームページ等を活用した情報提供について検討する。 | D | 外部研究費の公募情報に関する教員への周知方法を検討する。 |
| | | 32 | 科研費の応募（申請）数を増やすため、科研費申請サポートを行う体制を整備し、レビュー制度による申請書のブラッシュアップを行うなど、申請予定者へのサポートを実施する。 | 【科研費申請件数増に向けたサポート体制等の整備】 ■企画運営会議において、外部研究費獲得を目指した若手研究者への支援策として申請書レビュー等のあり方を検討する必要性について確認したが、支援体制の具体的検討には至らなかった。 | D | 科研費申請にかかる申請書レビュー等、若手研究者への支援策を検討する。 |
| 2. 研究活動の活性化に向けた取組 | | | | | | |
| 16 | 地域の健康課題に寄与する研究や看護学・栄養学の融合を促す研究、科研費申請の準備的研究等に対する研究助成制度を新設するなど、学術奨励研究費助成のあり方を見直し、研究活動の活性化につなげる。 | 33 | 研究活動の活性化に向けて、学術奨励研究費助成のあり方を検討し、結論を出す。 | 【学術奨励研究費助成制度の検討】 ■現行の学術奨励研究費助成は職階上位の者に厚い体制となっていたが、研究推進のためには若手教員への助成を広く設定する必要があるため、研究費助成制度の見直しを行った。結果、職階による助成額の区別は廃止し、個人研究・共同研究の別で限度額を設定すること、前年度の科研費申請者に対して一定の条件下で助成することとし、規程の変更を行った。今後は、研究助成以外の種目増も含めて、助成制度の全体的見直しを行う。 | A | 学術奨励研究費助成制度について、研究助成を含めて全体的なあり方を検討し、制度を変更する。 |
| 17 | 現行の個人研究費の配分額を見直し、教育研究等諸活動の実績や研究成果に応じた研究費の配分を検討し、実施する。 | 34 | 研究活動の活性化に向けて、個人研究費の配分額・配分方法の見直しを行い、結論を出す。 | 【個人研究費の配分額の検討】 ■個人研究費の配分額の見直しを行うため、他大学の配分額について情報収集したところ、本学は道内私立大学のなかで高額であることが判明した。今後検討予定の教員業績評価制度と合わせて、個人研究費の配分額の見直しを行うこととした。 | B | 研究活動の活性化につながる研究費の配分方法を検討する。 |
| 18 | 教員の研究活動に関する社会的認知を促すため、研究成果をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信する。 | 35 | ホームページや広報誌等を活用して研究成果を学外に発信する方法を検討し、実施する。 | 【教員の研究成果の発信方法の検討】 ■今後、ホームページ等に掲載する研究成果の発信方法を検討する。 | C | ホームページ等を活用した研究成果の発信方法を検討する。 |
| III. 地域貢献・社会連携の推進に関する事項 | | | | | | |
| 1. 地域貢献・社会連携活動の一元的運営体制の構築に向けた取組 | | | | | | |
| 19 | 大学・学科においてさまざまな形で実施されている地域貢献・社会連携活動を大学の取組として集約し、一元的な運営体制を構築することで大学の実績を可視化するとともに、地域貢献・社会連携活動を推進するための取組を展開する。 | 36 | 大学としての地域貢献・社会連携の方針を見直すとともに、さまざまな取組を大学事業として一元化するための検討を行い、体制を整備する。 | 【地域貢献・社会連携方針の策定】 ■「札幌保健医療大学地域貢献・社会連携に係る方針」を策定した。 【地域貢献・社会連携活動に係る情報の集約と一元化】 各学科および教員が個別で実施している取組みを含めて、地域貢献・社会連携活動の全体を掌握するために、地域連携委員会において、全教員を対象に2022年度の実態調査を実施し、統計的にデータを集計、ホームページに掲載し、情報を開示した。2023年度は、従来全体像が把握できていなかった教員個々の地域貢献・社会連携活動の情報を随時提出してもらい、大学の実績として一元的に情報を集約する管理システムを導入した。 | A | 地域貢献・社会連携活動の書類申請がスムーズではないため、よりタイムリーに申請できるように簡略化を検討する |
| | | 37 | 地域貢献・社会連携に関する方針に基づき、本学の資源と特性を活かした活動のあり方を検討する。 | 【地域貢献・社会連携の方針に基づく活動の検討】 ■地域連携委員会では、周辺地域住民（モエレ沼地区町内会等）及び東区役所、丘珠地区、包括支援第3区担当者などにヒアリング調査を実施し、地域のニーズを把握するとともに今年度以降の委員会活動の見直しを行った。 地域貢献・社会連携の方針に掲げられている、①生涯学習支援 ②健康増進支援 ③専門職人材育成支援 ④地域課題研究のうち、③の卒業生を対象にしたキャリア支援が不足しているため、2024年度実施に向けて今年度は卒業生へのヒアリング調査をも | A | 今年度計画した卒業生フォローアップ研修を2024年度実施する。 |

| | | | | | | |
|---|--|----|---|---|---|--|
| | | | | <p>とに内容の検討を行い、2024年度の実施を目指して計画を立案した。④については、ホームページ部会を中心に部会と連携しながら研究成果等で可能な情報の発信について検討中。</p> <p>2023年度に地域連携委員会が主になって取り組んだ主な対外活動は次のとおり。</p> <p>①公開講座：2回開催</p> <p>第1回 日時・会場 2023年6月24日（土）、札幌保健医療大学 テーマ 食物アレルギーの正しい理解と対応 講師 板垣康治 教授（栄養学科） 参加者数 81名</p> <p>第2回 日時・会場 2023年10月28日（土）、札幌保健医療大学 テーマ いきいき暮らすための身体の使い方を知ろうー腰痛を予防する姿勢ってどんなの？ 講師 首藤英里香 准教授（看護学科） 参加者数 49名</p> <p>②東区、モエレ町内会との連携活動</p> <p>「ひがしく健康・スポーツまつり2023」への教員・学生の協力 「モエレ町内会中沼西夏祭2023」への教員・学生の協力</p> | | |
| 2. 地域の人々の生涯学習を支援する取組 | | | | | | |
| 20 | 地域住民に対する図書館の開放や図書資源を活用した生涯学修支援に関する取組を検討し、結果に応じて対応する。 | 38 | 図書館の地域住民への開放可能性について諸条件を含めて検討し、結果に応じて対応する。 | <p>【図書館への地域住民への開放に係る検討】</p> <p>■地域住民への図書館開放としては、大学祭に連動して、「ふきのとう文庫」を利用したオープンライブラリを実施し、多数の地域住民の利用があった。</p> <p>図書紀要委員会において図書館開放に向けて検討した結果、オープンライブラリの回数を増やすことと、地域の小中高校生を対象に図書館司書の職場体験等が可能との意見があった。職場体験ニーズに関しては今後小中学校等へのヒアリングを実施し、結果をもとに検討を進める。</p> | A | オープンライブラリの企画立案を進める。児童・生徒の職場体験の受入れを検討する。 |
| | | 39 | 図書資源を活用した地域住民の生涯学習支援の可能性について検討し、結果に応じて対応する。 | <p>【図書資源を活用した地域住民の生涯学習支援の検討】</p> <p>■生涯学習のための学外者の図書館利用に関し、道内国公立大学及び全国の看護・医療系大学の実情を調査した。看護・医療系の大学では地域住民に広く開放するのではなく、一定条件下で医療従事者に開放している例がほとんどであった。本学においては卒業生や医療従事者を対象に利用希望があった場合に対応することとした。図書館の学外者利用者数は5月8日以降161名であった。</p> | A | 希望者に対する開放を継続して行うとともに、地域への発信を推進する。 |
| 3. 国際交流の推進に向けた取組 | | | | | | |
| — | — | — | モンゴル国の医療従事者3名を招聘し学生や地域住民を対象とした講演会やイベントを企画し、文化交流を行う。 | <p>【モンゴル国医療従事者との交流推進】</p> <p>■モンゴル国医療従事者3名（医師、看護師、MSW）が来学し、4日間のプログラムで学生・教職員との交流を図った。「モンゴルの保健医療」と題した講演会では、学生・教職員との活発な意見交換があったほか、両国の食文化を通じた交流等が活発に行われ、異文化の食と生活に対する理解を深める機会となった。モンゴル国では生活習慣病患者が急増しており、公衆衛生の向上・普及が国家課題となっている。今後、本学の資源を用いた支援のあり方を検討するとともに、人種的ルーツの近いモンゴル国との交流によりメジャーではないアジア圏文化に触れる機会として、交流推進を図ることとした。</p> | A | モンゴル国医療従事者との交流を継続するとともに、同国の医療従事者と今後の交流のあり方を探る。 |
| IV. 管理運営の改善、及び効率化に関する事項 | | | | | | |
| 1. 教学マネジメントの確立、内部質保証体制の充実化に向けた取組 | | | | | | |
| 21 | 大学の諸活動に対する質保証を推 | 40 | 本学の規模や特性に即した内部質保証の方 | 【内部質保証の方針・手続の明文化】 | A | 新たな内部質保証体制に基づき、点検・評価、 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|--|--|--|--|
| | 進するため、内部質保証システムの見直しを行い、本学の特性に即した新たな内部質保証システムを構築することにより、教学マネジメントの機能化・実質化をはかる。 | | 針・手続を明確化したうえで、現行の自己点検・評価、改善にかかる体制の見直しを行い、新たなシステムを構築し、運用する。 | <p>■内部質保証の目的、内容・方法、手続を「内部質保証の方針」として明文化、実施にかかる詳細は「内部質保証実施要領」に明確化した。</p> <p>【内部質保証体制の再構築】</p> <p>■（旧）大学評価委員会と（旧）自己点検・評価委員会を統合し、「内部質保証推進委員会」に一元化。自己点検・評価、改善の手続、推進組織と実施組織との連携体制を簡素化し、本学の規模に合わせた体制に改めた。</p> | | 改善のプロセスを実質化させ、組織文化として根付かせる。合わせて、新システムの検証・評価を行い、問題・課題がある場合は改善に取り組む。 |
| 22 | 内部質保証の質の向上をめざし、大学の諸活動に関するさまざまなデータを効率的・効果的に収集・分析し、活用する体制を整備する。 | 41 | 教学にかかわるデータの収集・分析・蓄積に関する I R 機能の充実化をはかるため、本学の規模や特性に即した教学 I R の方針と運用方法を検討し、体制整備を行う。 | <p>【I R 機能体制の検討・整備】</p> <p>■企画運営会議における検討の結果、人的資源不足により現状において I R 室設置は困難と判断し、当面は関連委員会等で学習成果に関わるデータの収集・分析を行うこととした。</p> | C | 教学 I R の充実には I R の知識・技能を有する専任教員が必要であるため、教員採用に向けた検討を行う。 |
| 42 | | 教育研究等大学の諸活動に関する重要データの蓄積を進め、学内で共有するとともに、学外に向けたファクトブックの作成とホームページの活用を検討し、結果に即して対応する。 | <p>【I R に係る重要情報のデータベース化及びデータ活用】</p> <p>■ファクトブックの作成とホームページの活用は、I R 機能の充実と連結させる必要があるため、企画運営会議での検討の結果、今後の課題とした。</p> | C | ファクトブックの作成とホームページの活用に関し、I R 機能の充実化と合わせて検討する。 | |
| 2. 大学運営の改善・効率化に向けた取組 | | | | | | |
| 23 | 各種委員会や会議等の再編・統合、基本計画に即した新設、各種規定類の見直しにより、大学運営の効率化を進めて意思決定プロセスの透明化をはかる。加えて、大学運営にかかる教職員対象の説明会等の開催、大学運営情報の発信により、情報の共有化を推進し、全教職員が参画する大学運営体制を確立する。 | 43 | 大学の諸活動に関する事項に効率的に取り組むとともに、運営に関する事項を迅速・柔軟に協議・調整するため、各種委員会や会議の再編・統合、新設を行うほか、諸規定を点検し、必要な改正を実施する。 | <p>【大学運営に係る各種委員会等の再編・統合・新設、及び規程類の整備】</p> <p>■教学マネジメント、ガバナンスの充実、内部質保証体制の推進をふまえ、(旧)運営会議を「企画運営会議」に改め、運営会議規程を「企画運営会議規程」に改正。戦略会議的な役割を担う会議体とし、協議事項を以下のように定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の将来構想に関する事項 ・本学の基本計画及び毎年度の実施計画に関する事項 ・本学の教育研究組織及び管理運営組織に関する事項 ・本学の教育環境整備に関する事項 ・本学の教員業績評価の方針に関する事項 ・本学の研究力強化の方針に関する事項 ・大学の予算の活用方針に関する事項 ・本学の私立大学等経常費補助金及び特別補助金獲得に関する事項 ・その他大学の教育・研究及び管理・運営に関して学長が必要と認めた事項 <p>■企画運営会議では、大学運営の効率化・充実化のため、各種委員会の再編・統合、新設を行い、必要に応じて関連諸規定の改正・制定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(旧)カリキュラム検討委員会を「カリキュラム委員会」とし、臨時委員会から常設委員会に変更。 ・「教育研究環境等の整備に関する基本方針」に基づき、「施設設備アメニティ等検討委員会」を新設。「施設設備アメニティ等検討委員会規程」を制定。 ・「教員組織の編制方針」に基づき、「人事等検討委員会」を新設。「人事等検討委員会規程」を制定。 ・その他各種委員会規程等の一部改正。 | B | 学長方針に基づき、各種委員会や会議の再編・統合、新設の検討を引き続き行うほか、現行諸規程の点検を行って必要な改正を実施する。 |
| | | 44 | 大学運営や予算編成に関する情報共有の推進と周知徹底のため、全教職員を対象とする FS (Faculty-Staff) ミーティングを定期的で開催するほか、有効な手段で情報を発信する。 | <p>【大学運営に係る情報共有を推進する取組】</p> <p>■大学運営等にかかわる教職員間の情報共有を推進するため、全教職員を対象とする FS ミーティングを開催した。</p> <p>第 1 回：5 月 10 日（参加者 69 名） 第 2 回：8 月 24 日（参加者 65 名） 第 3 回：12 月 21 日（参加者 58 名）</p> | A | FS ミーティングを年 3～4 回程度開催し、大学運営に係る情報の周知を図る。 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|---|----|--|---|---|---|
| | | | | ※詳細は実施計画 No.18 参照。 | | |
| 24 | 学長・事務局長・課長等による定期・臨時のミーティングを開催し、大学運営にかかわる諸事項を迅速・柔軟に協議・調整する体制を確立する。 | 45 | 大学運営の効率化をはかるため、学長・事務局長・課長等によるミーティングを定期・臨時で開催する。 | <p>【大学運営の効率化を図る学長・局課長によるミーティングの実施】</p> <p>■大学運営上の情報共有と要検討事項の協議を行う場として、局課長と学長の定例ミーティングを月2回実施した。</p> | A | 大学運営の効率化を図るため、学長・局課長による定例ミーティングを継続的に行う。 |
| 3. FD・SDの効果的実施に向けた取組 | | | | | | |
| 25 | 大学運営の質を高めるため、FDとSDを融合させた研修会を実施し、高等教育政策や大学運営等に関する知識・技能を修得することにより、教職員の資質の向上をはかる。 | 46 | 体系的なFD・SDを実施するための方針を策定するとともに、計画的な実施のためFD・SDマップ（仮称）を作成し、2024年度以降の計画を立てる。[再掲：実施計画 No.16] | ※実施計画 No.16 参照。 | B | ※実施計画 No.16 参照。 |
| | | 47 | 大学・学部・学科の問題・課題、ニーズに対応するため、教職員のFD・SDに対するニーズ把握を行うとともに、基本計画・実施計画の取組に関連するFD・SD研修を企画し、参加率を高める。[再掲：実施計画 No.17] | ※実施計画 No.17 参照。 | A | ※実施計画 No.17 参照。 |
| 4. 危機管理体制の強化に関する事項 | | | | | | |
| 26 | さまざまな危機に迅速かつ的確に対応するため、現行の危機管理マニュアルを改訂するとともに、危機管理体制の見直しを行い、より効率的な体制に整備する。 | 48 | これまで以上に種々の危機に対する迅速・的確な対応を行うため、危機管理体制を再整備するとともに、危機管理マニュアルの見直しを行い、改訂する。 | <p>【危機管理体制の再整備、危機管理マニュアルの改訂】</p> <p>■災害が頻発する状況において、危機管理マニュアルの改訂、危機管理体制の再整備は喫緊の課題であることから、学長・局課長ミーティングにおいて検討に着手しが、改訂に至っていないため、2024年度中に見直しを行う。</p> | C | 危機管理マニュアルの改訂、機器管理体制の再整備に取り組む。 |
| 27 | 新型コロナウイルス感染症による教育・運営等の混乱や停滞を回避するため、行動指針等の見直しを行い、適時適切な対応を可能とする。 | 49 | 新型コロナウイルス感染症に係る行動指針の見直しを行い、指針に沿った対応を可能とするための改訂を行う。 | ■5類への変更により、新型コロナウイルス感染症に係る行動指針は撤廃となった。 | E | |
| 5. 教員組織の充実化に関する事項 | | | | | | |
| 28 | 大学の将来展望や変化する社会環境等に対応するため、将来構想との関連から各学科・研究科の教員組織と教員配置を検討するとともに、教員の採用・昇任、部局長の選任にかかる大学方針・手続等を検証し、必要に応じて改善する。 | 50 | 教員組織の編制方針を明確化するとともに、大学の将来構想にかかる見直しをもとに、両学科の教員組織体制を見直し、課題を整理する。 | <p>【教員組織の編制方針の策定及び教員組織の見直し】</p> <p>■「札幌保健医療大学教員組織の編制等に関する方針」を策定し、求める教員像、職位別の役割、教員組織の検討等にかかわる方針を明文化した。また、教員組織や人事等に関する事項を取り扱う「人事等検討委員会」を新設することとし、以下のとおり所掌事項を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療学部・保健医療学研究科の教員組織に関すること。 ・業績評価など人事に係る基準及び手続に関すること。 ・人員、採用・昇任など人事に係る計画に関すること。 ・採用、昇任に係る選考基準等に関すること。 ・その他人事、教員組織等に関し、学長が必要と認めること。 <p>■教員組織体制に関しては、人事等検討委員会において、大学事情を踏まえた採用計画を検討する必要性を共有し、2024年度に具体化することになった。</p> | A | 大学の将来構想にかかる見直しをもとに、両学科の教員組織体制の見直しを行う。 |
| | | 51 | 教員組織の編制方針に基づき、教員の採 | 【教員の採用・昇任に係る条件・手続の見直し等】 | A | 教員選考に係る評価基準、教員業績評価の定量 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|----|--|---|---|---------------------------------------|
| | | | 用・昇任にかかる条件・手続等の見直し、部局長の選任基準の策定を行うとともに、必要な場合は人事関係規定を改正する。 | <p>■新設した人事等検討委員会において、教員の採用・昇任に係る条件・手続等の見直しを行い、「教育職員選考規程」「札幌保健医療大学教育職員選考細則」を改正した。教員選考の幅を広げるため、「保健医療学部教育職員の採用及び昇任の選考基準に関する内規」を改正するとともに、教員の学歴条件を定めていた「教育職員採用に係る教育職員採用候補者選考委員会取扱要領」を廃止し、教員採用・選考の条件・基準の見直しを行った。</p> <p>【部局長の選任基準の策定】</p> <p>■「教員組織の編制等に関わる方針」において、役職者の選考にかかる取決め事項を明文化した。</p> | | 的評価のあり方について検討する。 |
| 29 | 教員のモチベーション向上をはかるため、個々の業績を適正に把握するとともに、活用策を検討するため、業績評価制度の見直しを行う。 | 52 | 教員業績評価のあり方を見直すとともに、業績評価の活用方法を検討し、結論を出す。 | <p>【教員業績評価のあり方を見直し】</p> <p>■「(旧)自己点検・評価委員会規程」に定めていた教員業績評価の点検・評価を行い、評価結果をインセンティブ付与等に反映できる教員業績評価を検討する必要性について企画運営委員会で確認した。具体的検討は次年度に行うことになった。</p> | A | 教員業績評価のあり方について検討する。 |
| 6. 人権侵害のない大学環境の構築に向けた取組 | | | | | | |
| 30 | ハラスメントによる学修環境・労働環境の悪化は大学の諸活動に影響するのみならず、今後の発展を害する重大なリスクであることを踏まえ、ハラスメントの撲滅を目指すとともに発生した事案に対しては迅速かつ適切に対応する。 | 53 | 現行の人権擁護にかかわる体制を見直し、ハラスメント防止・対策システムの再構築を検討し、実施する。 | <p>【人権擁護体制の再構築】</p> <p>■従来の人権擁護にかかわる体制を変更し、ハラスメント防止・対策に焦点化した新体制を構築した。ハラスメント防止・対策の責任は組織のトップであることを鑑み、「ハラスメント防止に関する基本宣言」を学長名で発出、「ハラスメント防止にかかるガイドライン」を制定し、ハラスメント防止・対策の体制を刷新した。ハラスメント防止対策委員会委員長には学長を充て、ハラスメント相談員に学外者を登用するなど相談体制を充実化、「ハラスメント防止にかかる相談・対応の流れ」を明文化し、透明性のあるハラスメント防止体制に整えた。</p> | A | 「ハラスメント防止にかかるガイドライン」に基づきハラスメント防止に努める。 |
| | | 54 | ハラスメント防止・対策にかかわる防止・啓発のための現行の取組を見直すとともに、ハラスメント予防機能を充実化させる取組を検討し、実施する。 | <p>【ハラスメント防止等に関わる取組の充実】</p> <p>■「ハラスメント防止にかかるガイドライン」に基づき、ハラスメント実態調査を実施し、ハラスメント防止に役立てることにした。加えて、ハラスメントの防止意識の向上のため、教職員対象の研修会を年1回以上実施するとともに、ハラスメント相談員の相談能力を高めるため、相談員と当該委員会委員を対象とする相談員等研修を行うこととした。</p> <p>(2023年度の取組)</p> <p>①啓発用フライヤーの作成</p> <p>②ハラスメント防止体制にかかる学生対象ガイダンスの実施</p> <p>③ハラスメント実態調査(教職員、学生対象)</p> <p>調査期間:2024年9月~11月 回答率:学生_73.8%、教職員_77.3%</p> <p>④ハラスメント研修会(教職員対象)</p> <p>テーマ:大学におけるハラスメント—実態と対応策について— 講師:北海道大学ハラスメント相談室 相談員 木村 純一氏 開催日:10月20日、参加者数:45名(58.4%)</p> <p>⑤ハラスメント相談員研修①_オンデマンド研修(相談員等対象)</p> <p>テーマ:ハラスメント相談員向け 実務講習 講師:里内弁護士事務所 弁護士 里内 友貴子氏</p> <p>⑥ハラスメント相談員研修②(相談員等対象)</p> <p>テーマ:ハラスメント相談における基本的姿勢と留意点</p> | A | より効果的な取組を検討し、実施する。 |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---|----|---|---|---|---|
| | | | | 講師：海道大学ハラスメント相談室 相談員 佐藤 直弘氏 開催日：12月19日、参加者数：15名(83.3%) | | |
| 7. キャンパス環境の改善、魅力化・緑化に向けた取組 | | | | | | |
| 31 | キャンパス（大学施設・設備、構内環境）の魅力化は学生募集に影響するのみならず、地域社会への貢献という意味からも重要な視点であることを踏まえ、キャンパス環境の改善、魅力化に向けた検討を行い、結果に応じて対応する。 | 55 | 大学施設・設備、構内の環境改善を行い、学生・卒業生、地域住民、高校生とともに検討し、キャンパス魅力化計画を立案する。学修・課外活動等についても、学生生活の充実化に向けた魅力化推進のための取組を行う。 | 【大学施設・設備等学内環境の改善及びキャンパス魅力化計画の立案】 ■キャンパス環境の改善、魅力化のため、4号館前庭の中央部分の造園を実施、学生ロビーは4号館1階から改修を行い、順次リニューアルを進める予定とした。 施設設備アメニティ等検討委員会にアメニティ等検討WGを設置し、キャンパス環境の改善に向けた調査・検討を行った。大学施設・設備等のリニューアル等に関し、翌年度から順次予算措置を行うこととした。 | B | キャンパス環境の改善に向けて継続的な検討を行い、状況に応じて実施する。 |
| V. 財務関係の改善に関する事項 | | | | | | |
| 1. 収入の確保、予算の適切な執行に向けた取組 | | | | | | |
| 32 | 学部・大学院の入学定員の確保や志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保をはかるとともに、私立大学等経常費補助金の交付額の増額に向けた取組を行う。 | 56 | 志願者・入学者の動向把握や、入学者に対するアンケート、他大学調査を参考に、大学案内・ホームページ・高校訪問・オープンキャンパス・SNS等の入試広報活動の見直しを行い、より効果的な方法で発信できるよう改善する。また、入試広報活動に対する学生の参画を検討し、学生、教職員の連携・協働による取組を推進する。[再掲：実施計画 No.26] | ※実施計画 No.26 参照。 | A | ※実施計画 No.26 参照。 |
| | | 57 | 各学科・研究科において、志願者増加のための取り組みを検討し、実施するとともに、学内外に向けた情報提供活動を積極的に行い、取組状況を学内で共有する。[再掲：実施計画 No.27] | ※実施計画 No.27 参照。 | A | ※実施計画 No.27 参照。 |
| | | 58 | 補助金交付に関する本学の課題・問題を踏まえ、他大学の取組を参考にするなどして、交付額増額に向けた具体的な検討を行い、対策を講じる。 | 【経常費補助金の交付額増に向けた取組】 ■経常費補助金の増額に向けて、未充足であった客観的評価指標の整備・改善を行うこととし、2023年度年度中に対応可能な事項に関して、関係委員会、事務局等で対応した。 (例) シラバス記載事項の追加、科目ナンバリングの設定、カリキュラム・ツリーの作成、FD研修会等の参加率算出方法の変更、等 結果として、2022年度は9点であったところ、2023年度は17点となり、客観的指標に関わる補助金としては170万円程度増額の予定。 | B | 2023年度中に対応できなかった事項(教員業績評価の導入、外部委員会の設置等)について検討を進め、改善を図る。 |
| 33 | 支出経費の必要性や費用対効果の検証を行い、大学運営経費の適正な執行に取り組む。 | 59 | 各学科・研究科、各種委員会等を対象に、予算要求・執行に関するヒアリングを実施し、各種事業・諸活動の目的や効果を確認した上で、予算を措置する。 | 【大学運営経費の適切な執行】 ■事務局において必要時、部局責任者等に対するヒアリングを実施した。今後は企画運営会議において、各学科・研究科、各種委員会等を対象に計画的なヒアリングを行うこととする。 | B | 企画運営会議において、各学科・研究科、各種委員会等からの予算に関する計画的なヒアリングを実施する。 |
| VI. 自己点検・評価・改善、及び情報公開に関する事項 | | | | | | |
| 1. 機関別評価、看護学教育評価の受審に向けた取組 | | | | | | |
| 34 | 2025年度の大学機関別評価、2026年度の看護学教育評価の受審に向けた体制を整備し計画的に | 60 | 第三者評価に全学で取組む体制を構築するため、大学機関別評価・看護学教育評価の評価制度や評価基準に関する研修会等を開 | 【大学機関別評価・看護学教育評価に係る教職員の理解推進】 ■機関別評価に対する教職員の理解を促すため、第3回F S ミーティングにおいて兼ねた説明会を開催した。看護学科教員に対しては、看護学教育評価に関する研修会を実施し | A | 機関別評価の準備状況、自己点検評価により課題・問題が抽出された場合はその改善状況等に関し、教職員に情報提供し協力を求める。 |

| | | | | | | |
|--|---|----|---|---|---|---------------------------|
| | 対応するとともに、それぞれの評価基準に照らした現状把握を行い、必要に応じて改善に取り組む。 | | 催し、教職員の理解を促す。 | た。 ○大学機関別評価に係る説明会 内容：機関別評価の概要、本学の受審準備体制、等 ○看護学教育評価に係る研修会 内容：看護学教育評価の概要、看護学教育評価の評価基準、等 | | |
| | | 61 | 大学機関別評価の受審準備スケジュールを立案するとともに、自己点検・評価を進める学内体制を構築し、運用する。合わせて、大学基準を充たしていない事項の改善に取り組む。 | 【大学機関別評価の受審準備】 ■2023年度下半期から実地調査までの準備スケジュールを作成し、受審準備を開始した。 【大学基準充足に向けた取組】 ■内部質保証推進委員会に自己点検評価部会を設け、部会内に大学基準に対応する5つのWGを設置した。各WGで自己点検・評価に取り組み、自己点検評価部会を経て、委員会に上程する。自己点検・評価によって問題・課題が明確になった場合は、委員会のもとに適宜改善の取組を行う。 | B | スケジュールに沿って準備を進める。 |
| | | 62 | 看護学科においては、看護学教育評価にかかわる研修会を開催するなどして、受審準備を進めるとともに、基準を充たしていない事項の改善に取り組む | 【看護学教育評価の受審準備】 ■看護学科においては、2026年度の看護学教育評価の受審に向けて、分野別評価に対する理解を促し、自己点検・評価に基づく改善・向上を図るため、看護学教育に関わる学習会等を企画・開催して受審準備を進めているが、当初計画よりやや遅れが生じているため、計画的に進める必要がある。 | C | 看護学教育評価の受審に向けて計画的に準備を進める。 |

2. 情報公開、広報の充実化に向けた取組

| | | | | | | |
|----|--|----|---|---|---|--|
| 35 | 教育・研究・社会貢献・運営に関する情報をタイムリーに公開するとともに、大学ホームページを充実化して、情報公開・検索の利便性をはかる。また、情報発信力を高めるための効果的な広報活動を検討し、実施する | 63 | 大学の諸活動に関する情報を効果的に発信するため、広報方針の策定と広報計画の立案に取り組み、広報対象者に適した媒体による効果的な広報活動を展開する。 | 【広報方針・計画の策定・立案、対象に応じた広報活動の展開】 ■入試広報委員会において、ホームページ、大学案内の全面改訂を行った。広報方針等に関しては今後の作成とした。 | C | 広報対象者に適した媒体による広報活動を展開できるよう、広報方針を策定し、広報計画を立案する。 |
| | | 64 | ホームページ、大学案内への掲載情報の充実化を進めるとともに、デザイン、レイアウト等を含めて分かりやすく魅力的なつくり改める。 | 【ホームページ、大学案内の充実】 ■入試広報委員会に設置した広報部会において、ホームページ、大学案内の全面改訂に取り組んだ。 | B | 引き続き、ホームページ、大学案内等広報媒体の魅力化を進める。スケジュールに沿って準備を進める。 |
| | | 65 | 広報活動の充実化のため、学生・教員が広報活動に関与する体制を検討し、実施する。 | 【学生・教員による広報活動への関与】 ■広報方針の策定に着手できず、学生・教員が広報活動に関与する体制づくりには至らなかったが、教員による高校訪問等入試広報活動の充実に取り組んだ。 | C | 広報方針を策定するとともに、広報体制の整備を行う。 学生が広報活動に参画する体制づくりを行う。 |

3. 機関リポジトリの構築と運用に向けた取組

| | | | | | | |
|----|---|----|----------------------------|--|---|---|
| 36 | 紀要に掲載された研究論文、及び学位論文等へのアクセスを可能とするため、機関リポジトリの構築を検討し、結果に応じて対応する。 | 66 | 機関リポジトリの構築を検討し、結果に応じて対応する。 | 【機関リポジトリ構築に向けた準備】 ■図書紀要委員会においてリポジトリ構築・運用のための情報収集等を実施し、本学におけるリポジトリ構築に着手し、概要と作業行程等に関し、教授会をとおして学内に周知した。 リポジトリ構築にあたって入会が必要な「オープンアクセスリポジトリ推進協会」(JPCOAR)に入会申請をし、承認された。 | A | 2025年度の運用開始に向けて、以下の準備作業を行う。①システムの操作スキルの習得、公開用画面の整備など。②公開のために必要な運営方針や規程類の策定。広報対象者に適した媒体による広報活動を展開できるよう、広報方針を策定し、広報計画を立案する。 |
|----|---|----|----------------------------|--|---|---|

VII. その他

1. 吉田学園グループの専門学校との連携・協力関係の形成に向けた取組

| | | | | | | |
|----|--|----|---|---|---|---|
| 37 | 教育研究活動の質的向上につなげるため、吉田学園グループの医療系専門学校群との連携・協力関係の構築に取り組む。 | 67 | 吉田学園グループの医療系専門学校群との連携・協力関係の推進に向けて、専門学校群の特徴を理解する取組を行い、どのような連携・協力が可能であるのか、方向性を検討する。 | 【専門学校群との連携・協力関係の推進】 ■国際交流委員会の企画に基づき、専門学校の協力を得て大学祭に留学生4名(ミャンマー1名、香港1名、台湾1名、中国1名)と本学学生7名が共同して展示、出店をした。大学祭前に留学生と学生とのリモートもしくは対面による打ち合わせを複数回実施し、当日は留学生と学生がペアになって来場者に対応した。 | C | 専門学校群との連携・協力により得られる利益を考慮して、今後のあり方を検討する。 |
|----|--|----|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|----------------------|---|---|---|
| | | | | 専門学校群との連携・協力関係については今後の課題とする。 | | |
| 2. 利益相反管理に関する体制構築 | | | | | | |
| 追加 | — | — | 利益相反管理に関する方針、及び規程の制定 | 【利益相反管理に関する方針及び規程の制定】 ■ 研究活動を推進と社会への効果的な還元を行うには、産学連携活動にかかわる利益相反管理を適切に行う必要があるため、「利益相反管理に関する方針」と「利益相反管理規程」を定めることにより、産学連携活動の一層の推進をはかることとした。 | A | 産学連携活動にかかる受託研究・共同研究の取扱、知的財産ポリシー、勤務発明の取扱等に関する制度を定める。 |
| 3. 養護教諭1種免許状取得コースの開設準備 | | | | | | |
| 追加 | — | — | 養護教諭1種免許取得コースの開設準備 | 【養護教諭1種免許状取得コースの開設準備】 ■ 道内初の養護教諭1種免許取得コースの2025年度開設に向けた準備を進め、3月に文科省に申請書を提出した。本学看護学科の特徴として、2025年度入試に向けた広報活動に取り組む。 | A | 養護教諭1種免許取得コースに学生を受入れる準備を進め、2025年4月に開設する。 |